



平成 18 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト
代表者名 代表取締役社長 西山 勝晃
(コード番号 3347 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 高森 弘
(TEL. 052-219-9058)
<http://www.trust-ltd.co.jp>

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 6 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションの実施等を目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員に新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会に提案する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外のものに対して特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 200 株を総株数の上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

200 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が発行日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 7 月 21 日から平成 23 年 7 月 20 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- ④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定める。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が死亡または(7)②の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の具体的な発行の内容は、上記について平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上